

## 障害者の「差別救済委員会」素案を目にして

H16年11月9日付河北新報朝刊に、宮城県が全国に先駆け障害者の「差別救済委員会」設置への条例素案を示したことが記載されていた。宮城県のHPにもその素案が公表されている。これを見て、現時点で私なりに以下のことを感じた。

県民に、障害者差別をなくす意識啓蒙の効果は少しはあると思う。また、不動産屋との関係、公共交通機関等との関係のように第三者的なものとの案件には、条例等は活用できるように思う。

一方、職場、医療、教育現場等での個々の案件では、どれだけ活用されるであろうか。救済委員会に「当人又は代理人」のみが申し立てできるということが引っかかる。現実には働いている人（代理人であっても）が、職場に対してそうそう問題提起を出来るものでないですね。また、いわゆる知的障害者は、申し立てはどこまで可能なのでしょうか。

利害関係のある状況の場合への申し立ては、現実的にそうそう出来るものでないと思う。救済委員会に申し立てた後の職場等でのフォローまで考えているのでしょうかね。後々、職場に居づらくなったりでは困りますものね。これは障害者に限らない世（職場等）の現実。

もちろん、当事者、親にも不都合には申し立てをする勇気を持ってもらいたいとは思いますが…。

企業の内部告発保護法が検討されているように、また、虐待に関しては周りからの通報が義務づけられたように、周りの同僚なり、地域の方の申し立てが可能な道を探らないと、単なる行政のパフォーマンスで終わるような気がする。

今回は、障害者と限定していますが、高齢者にも同じような条例はあるのでしょうかね。その障害状況故に社会的不利を被っているのは、高齢者として同じ……。

それ故、「何を差別と感じているか」を、世間の方にも考えてもらうために、「知事さん、あのね」への投稿事例をオープンにし、社会のみんなが考えるために、情報提供を条例制定と平行して県に取り組んでもらいたいと思う。

個々の案件対応だけではその案件は解決しても、社会の一人一人の差別をなくす意識改革には繋がらないように思う。

この懇談会の名簿をみると、メル友もいた。懇談会開催要綱に「意見聴取」の言葉があったので、早速厚かましく、上記の私なりの意見をメル友に送信した。みなさんのご意見もお聞かせください、メル友に伝えます。

（2004年11月15日 記）

# 障害者差別救済委を設置

## 条例素案 調査や是正勧告実施 県が提示

障害者差別の排除を目指し、条例の制定を進めている県は8日、県庁で障害者団体や有識者らによる懇話会を開き、条例の素案を提示した。救済機関として「差別救済委員会」を設置し、明らかな差別行為には是正勧告ができるなどとしている。来年度の二月定例県議会で成立させ、十月一日に施行したい考え。

県は障害者の地域生活の権利をしっかりと守る権利を確保しているほか、公移行を促進するため、二る体制づくりが大切」と月、「みやぎ知的障害者懇話会」で話した。懇話会では、①進を掲げた。②「差別救済委員会」は有識者ら約五人で構成する。差別を受けた場合は、救済委に申し立て、救済

委は必要に応じて調査する。差別行為が認定されれば、是正勧告を行う。知事が公益に照らして公表が必要と判断した場合、差別を行った側を公表する。

素案に対し、懇話会で「罰則を伴う差別禁止でなく、努力義務にとどまっており実効性が疑われる」「就労問題ではもっと踏み込んだ表現にしてほしい」「制定しま

した」だけでなく、その後の啓発が重要」などの意見があった。懇話会に出席した「ふくしまっ宮城」の伊藤清市代表は「懇話会は二回しか開かれない。なぜこんな短期間で、精査する時間をなく成立させるのか。公表の最終判断が知事というのもおかしい」と話している。県は二回目の懇話会を十二月に開き、パブリックコメントで県民の意見を募る予定。